モニタリング実施方法

本文書は、設置等予定者の選定後に、設置等予 定者の提案内容等を踏まえ、市と設置等予定者 で協議して、成案を得ることとする。

1. 基本的な考え

- ・ プロジェクトマネジメント業務におけるモニタリング業務は、認定計画提出者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準を満たすとともに、自らが提案し認定された認定公募設置等計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかどうかを、「2-1. モニタリング方法(プロジェクトマネジメント担当企業)」及び「3. モニタリング手順(認定計画提出者等に対するモニタリング)」に示す方法・手順で行う。
- ・ 指定管理業務におけるモニタリング業務は、指定管理業務担当企業が事業期間を通じて責任ある事業主体として「別紙2-1 指定管理業務内容説明書」及び「指定管理に係る基本協定書」に基づき誠実かつ確実に業務が遂行されているかどうかを、「2-2. モニタリング方法(指定管理業務担当企業)」に示す方法で行う。
- ・ 市は、認定計画提出者及び指定管理者(以下「認定計画提出者等」という。)の報告 に基づき確認を行うことを基本とし、認定計画提出者等の提出する報告書、各提出書 類及び本事業の進捗状況等をもとに確認し、必要に応じて是正指示や要望、公募設置 等計画等の変更提案等を行う。

関連事項記載箇所:公募設置等指針 第2章3.(1)事業内容

別紙1 要求水準書 第3章11. (3) モニタリング業務 別紙2-1 指定管理業務内容説明書 9. 事業報告及びモニタ リング

2-1. モニタリング方法 (プロジェクトマネジメント担当企業)

(1)書類による確認

認定計画提出者は、認定公募設置等計画の遂行状況や要求水準達成状況を自らセルフ・モニタリングした上で、下記の提出書類を、それぞれの提出時期までに市に提出して確認を受ける。

提出書類	概要	提出時期
実施体制図	自ら又は委託等により実施する業務全体	供用日の 30 日前ま
	について企業の名称及び役割を示した体	で。変更時は必要に
	制図	応じて随時。
事業計画書	認定公募設置等計画に基づき作成する、事	供用日の 30 日前ま
	業期間中の事業内容や長期収支計画	で。変更時は必要に
V7 W 31		応じて随時。
運営計画書	年度ごとの目標値や実施事項を定めた計	当該年度の4月1日
	画書。以下の事項を記載すること。 (1)運営計画	まで
	(1) 連呂前 (2) 年間維持管理計画	
	(3)管理運営体制	
	(4) 緊急時の体制及び対応	
	(5) 収支計画	
	(6)その他、市が必要と認める事項	
年度報告書	年度計画書に基づく実施結果を報告する	当該年度の翌年度の
	報告書	5月25日まで
	本事業の運営状況及び企業としての財務	
	経営状況を示す資料(第三者による財務経	
	営審査を実施し、その結果をふまえた第三	
又也然把 事	者による意見書や改善提案を受けること)	少社左左の羽左左の
予実管理書	事業計画書に定めた長期収支計画におけ	当該年度の翌年度の
	る計画値と実績値を比較し管理する資料 年度計画書に基づく予実管理書を作成し、	5月25日まで 四半期会議時に提出
四半期予実管理書	平度計画者に基づく了美官理者を作成し、 四半期に一度行われる全体会議の資料と	四十朔云巌时に旋山
	日十朔に 及りわれる主体伝磁の負付と すること。	
全体評価報告書	3か月ごとに、公募対象公園施設(設置)	四半期会議時に提出
	及び公募対象公園施設(管理)、指定管理	п - /уд ж 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
	者に対するセルフ・モニタリング評価をま	
	とめ四半期の全体会議の資料とする。	
アンケート調査書	利用者満足度及び利用者属性の収集を目	四半期会議時に提出
	的として公園全体及び施設別に行い、公園	
	利用者の満足度を向上させる資料とする。	
	調査日は、「平日(晴及び雨)」「休日(晴	
	及び雨)」「3日以上の連休」に行い、それ	
	それの利用者から意見聴取すること(3か	
	月に1度の全体会議時に使用する報告資	
	料のため3種類5日をそれぞれ3か月に 1日以上聴取すること)。	
認定計画提出者及	1日以上総取りること)。 認定計画提出者及び指定管理者が年度ご	 当該年度の翌年度の
心化可四征出有及	恥に可囲に山日及い泪に目に白が牛皮。	コ欧十茂の立十茂の

び指定管理者が締	とに締結した契約等の一覧及び契約書	5月25日まで。変更
結した契約等の一		時は必要に応じて随
覧及び契約書		時。
中期報告書	5年間の事業実施結果とその後5年間の	開業後5年ごと(5
	取組の計画及び目標を報告する資料	年目の年度報告書の
		提出と同時)

(2) 現地における確認

市は必要と認める時は、現地における確認を行う。認定計画提出者は、市の現地における確認に必要な協力を行う。

(3) 市による是正指示等

(1)及び(2)の結果、市が必要と認める場合は、認定計画提出者に対して、是正 指示や要望、提案等を行う。

(4)四半期会議

認定計画提出者及び指定管理者は四半期ごとに四半期予実管理書、全体評価報告書、アンケート調査書を市と共有する四半期会議を実施すること。四半期会議への出席者は市、認定計画提出者、指定管理者及び市が必要と認める者とする。

(5) 年度報告会の実施

認定計画提出者、指定管理者及び市が必要と認める者により構成される連絡協議会を 設置し、毎年度、前年度の取組内容の報告や次年度の取組や目標を市と共有する年度報 告会を実施すること。年度報告会への出席者は市、認定計画提出者、指定管理者及び市 が必要と認める者とする。

2-2. モニタリング方法(指定管理業務担当企業)

(1)書類による確認

指定管理者は「別紙2-1 指定管理業務内容説明書」等に定める業務における従事 内容等の報告を下記の提出書類にまとめ、それぞれの提出時期までに市に提出して確認 を受ける。

提出書類	概要	提出時期
年度計画書	年度ごとの目標値や実施事項	当該年度の4月1日まで
	を定めた計画書	
月報	年度計画書に基づく月別管理	業務翌月の15日まで
	の実施結果及び公園利用者等	
	の実績を報告する報告書	
四半期報告	年度計画書に基づく月別管理	四半期会議時に提出
	の実施結果及び公園利用者等	
	の実績について、四半期分を	
	まとめた報告書	
年度報告書	年度計画書に基づく管理の実	当該年度の5月25日まで
	施報告及び年間利用者等の実	
	績を報告する報告書	

(2) 現地における確認

市は指定管理者から月報を提出され次第、業務状況について現地確認を行う。指定管理者は市の現地における確認に必要な協力を行う。

(3) 市による是正指示等

(1) 及び(2) の結果、市が必要と認める場合は、指定管理者に対して、是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

3. モニタリング手順(認定計画提出者等に対するモニタリング)

認定計画提出者等のモニタリングの手順及び認定計画提出者等と市の作業内容は以下のとおり。ただし、モニタリング方法についての詳細は、実施協定の締結後に策定するものとし、モニタリング方法を記載したモニタリング実施計画書を認定計画提出者等が作成し市と協議のうえ確定し、必要に応じて是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

促条寺を117。		
認定計画提出者等の書類提出、 セルフ・モニタリング	市の確認	是正指示等
・認定計画提出者等は、実施協定に基づき、自ら又は委託等により実施する業務全体について企業の名称及び役割を示した実施体制図を作成し、市に提出する。 ・認定計画提出者等は、認定公	・市は、提出書類に基づき、認 定公募設置等計画を満たす 体制が構築されているかを 確認する。 ・市は、提出書類に基づき認	
募設置等計画に基づき、事業期間中の事業計画書を作成し、市に提出する。 ・認定計画提出者等は年度ごとに、取組方針や目標等を定めた年度計画書を提出する。	定公募設置等計画を満たす 事業計画が作成されている かを確認する。 ・市は、提出された年度計画 書により、認定計画提出者 等の年度ごとの取組方針や 目標等を確認する。	
・認定計画提出者等は、四半期に一度構成団体を含めた全体会議を行うための、四半期予実管理書、全体評価報告書及びアンケート調査書を提出する。	・市は、提出された資料を基 に認定計画提出者等と全体 会議を開き、提出された資 料を基に公園全体の利便性 及び利用者満足度向上を目 的とした打ち合わせを行う	・市は、認定計画提出者等の提出書類、セルフ・モニタリングの確認結果を踏まえ、必要に応じて、是正指
・認定計画提出者等は年度終了 ごとに事業実施状況、収支実 績及び来園者実績等を取りま とめた年度報告書、予実管理 書及び認定計画提出者及び指 定管理者が締結した契約等の 一覧及び契約書を市に提出す る。	・市は、提出された年度報告書により、認定計画提出者等の運営状況及び年度計画書の達成状況を確認する。 ・市は、年度報告書に基づき、収益還元が発生する場合は、その内容を確認する。 ・要求水準を満たしていないと認められる事項等があった場合は、市は必要に応じ	示や要望、公募設 置等計画等の変更 提案等を行う。
・認定計画提出者は開業後5年 ごとに5年間の事業の実績及 び振り返りと次の5年間の取 組方針や目標を定めた中期報 告書を市に提出する。	た場合は、市は必要に応して認定計画提出者等に是正要求等を行う。 ・市は、提出された中期報告書により、認定計画提出者の5年間の事業実施状況及び次期5年間の取組方針及び目標を確認する。	